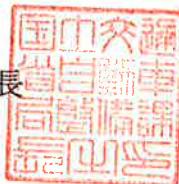




国自整第11号の3
令和2年4月16日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



新型コロナウイルス感染症の影響により減車（一時抹消登録）
することとなった旅客自動車運送事業用自動車の新規検査時の
取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、バスやタクシーの利用者が減少していることから、旅客自動車運送事業者の保有する事業用自動車（以下「旅客自動車運送事業用自動車」という。）の維持管理に関する負担を軽減するため、一部の車両を一時抹消登録し、事態が改善され次第、再び新規検査・登録し早急に通常の輸送力に回復することを想定している旅客自動車運送事業者がいるものと承知しております。

今回の新型コロナウイルス感染症によるバス、タクシー業界に及ぼす深刻な影響や、バス、タクシー事業の輸送手段としての高い公共性に鑑み、旅客自動車運送事業用自動車のうち、第14回新型コロナウイルス感染症対策本部において、多数の方が集まるようなイベント等の規模縮小等の要請があった令和2年2月26日以降に一時抹消登録を受けたものであって、再び新規検査・登録を行う際の手続きに関しては、別途指示するまでの間、下記要件に該当する場合は、「長さ、幅及び高さ」、「車両重量」及び「車輪にかかる荷重」について、登録識別情報等通知書と変更ないものとして取り扱うこととしました。

つきましては、当該取扱いを適用させる場合にあっては、独立行政法人自動車技術総合機構による審査の前に、国の検査窓口へ別紙「旅客自動車運送事業用自動車の一時抹消登録からの再登録依頼書」に必要事項を記載・押印のうえご提出いただきますよう、貴会傘下会員に対して周知願います。

なお、本通達は、各地方運輸局、沖縄総合事務局及び独立行政法人自動車技術総合機構宛に通知していることを申し添えます。

記

- (1) 一時抹消登録の申請を行った所有者と新規登録を申請する所有者が同一であり、かつ、一時抹消登録を受けた際の使用者と新規検査を申請する使用者が同一の旅客自動車運送事業者であること
- (2) 別紙依頼書で、新規登録を申請する所有者及び新規検査を申請する使用者が、登録識別情報等通知書に記載された自動車の構造・装置を変更していない旨を宣誓していること

以上